## 東京都担当確認年月日 令和元年7月 9日 東京都作業部会確認年月日 令和元年7月10日

## 事業名 共同実施事業 (仮設等)

## 案件名 有明アーバンスポーツパーク スケートボード FOP 整備工事

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29		本工事は、仮設等のインフラ整備であり、都が	
年 5 月 31 日の合意の		経費を負担する理由がある。また、負担額につ	
考え方に基づくもので		いては平成29年5月31日の合意の考え方に基	
あること		づくものである。	
事業の執行に当たり、		経費分担にかかわらず、仮設オーバーレイ整備	
大会運営を担う組織委		については、組織委員会が担うこととなってお	
員会が一括して執行し		り、本工事は、仮設オーバーレイ整備であるた	
た方が効率的、効果的		め、組織委員会が一括して執行することが効率	
であること		的かつ効果的である。	
		本工事は、スケートボード (パーク・ストリー	
経費の内容等が	必要	ト) 競技を実施する上で必要なフィールドの整	
必要性(必要な	性	備を行うものである。整備の内容や機能は、I	
内容、機能かな		F要件を満足する必要最小限のものである。	
ど)、効率性(適	効 率 性	工事費は、都の工事積算標準に準じて、複数社	
正な規模、単価		見積りを徴収するとともに、市場価格に精通し	
かなど)、納得性		たコンサルタントの査定を受け、算出されてお	
(類似のものと		り妥当である。	
比較して相応か	納得性	発注図書は、関係 FA 及び IF 等との協議結果に	
など)等の観点		基づき、作成したものであり、IF要件を満足	
から妥当なもの		する必要最小限のものである。また、積算につ	
であること		いても、都の基準、単価に準じて算出されてお	
		り妥当である。	
		本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、	
その他経費の内容等が		公費を負担する対象として、適切なものであ	
公費負担の対象として		る。発注総額が V3 予算内に収まっていること	
適切なものであること		を確認した。なお、大会後の活用については、	
		引き続き調整が必要である。	

<sup>\*</sup>公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。